

奈良県人事委員会訓令第一号

奈良県人事委員会事務局

奈良県人事委員会事務局規程（昭和五十八年四月奈良県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年五月一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

別表第一第三号中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

別表第二第三号中「第六条」を「第六条第一項」に改める。